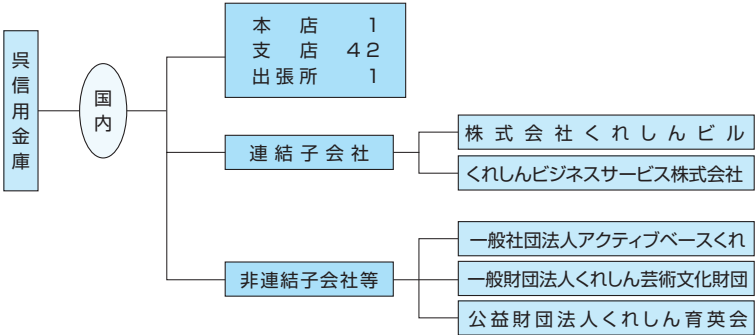


連結会計等

当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫、子会社2先、子法人等3先で構成され、信用金庫業務を中心に、金融サービスを提供しております。

当金庫グループ組織図 (2026年3月末現在)



当金庫の子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
株式会社くれしんビル	呉市本通2-2-15	不動産の賃貸業務、清掃業務	1948年5月25日	1,400万円	100.0%	—
くれしんビジネス サービス株式会社	呉市本通2-2-15	集配業務、A T M管理業務	1986年4月1日	1,000万円	100.0%	—
一般社団法人 アクティブベースくれ	呉市本通2-2-15	助成金の交付事業	2010年4月1日	—	—	—
一般財団法人 くれしん芸術文化財団	呉市本通2-2-15	地域の文化・芸術等の振興・ 支援に関する事業	2015年2月20日	—	—	—
公益財団法人 くれしん育英会	呉市本通2-2-15	奨学金の給付事業	1980年2月1日	—	—	—

事業の概況

預金積金の期末残高は前期比79億85百万円増加して8,087億91百万円となり、貸出金の期末残高は前期比359億17百万円増加して5,382億69百万円となりました。また、純資産の期末残高は利益の積み上げにより利益剰余金が増加したものの、保有有価証券の評価損が拡大したことから前期比24億72百万円減少して354億19百万円となりました。

損益状況につきましては、貸出金利息および役務取引等収益の増加等により、経常収益は前期比28億34百万円増加の148億57百万円となりました。一方、経常費用は預金利息および経費の増加等により、前期比28億26百万円増加の128億72百万円となりました。その結果、経常利益は前期比8百万円増益の19億85百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同2億41百万円増益の16億34百万円となりました。

なお、連結自己資本比率は、前期比0.06ポイント低下の11.30%となりました。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
連結経常収益(千円)	10,310,149	10,453,470	10,930,024	12,023,084	14,857,884
連結経常利益(千円)	1,372,718	1,972,005	1,784,621	1,977,210	1,985,390
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	878,720	1,335,745	1,180,213	1,393,552	1,634,900
連結純資産額(百万円)	49,312	42,682	45,076	37,891	35,419
連結総資産額(百万円)	895,133	863,457	868,660	857,509	863,521
連結自己資本比率(%)	11.37	11.79	11.45	11.36	11.30

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外の事業を一部営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表

単位：百万円

科 目	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)	科 目	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 け 金	92,604	76,176	預 金 積 金	800,806	808,791
買 入 金 銭 債 権	82	53	借 用 金	13,410	13,351
有 価 証 券	250,575	234,696	そ の 他 負 債	2,513	3,440
貸 出 金	502,351	538,269	賞 与 引 当 金	345	350
そ の 他 資 産	5,384	5,720	退 職 給 付 に 係 る 負 債	912	858
有 形 固 定 資 産	10,659	11,914	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	125	95
建 物	2,884	2,932	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	120	116
土 地	6,952	6,944	建 替 損 失 引 当 金	263	—
リ ー ス 資 産	236	263	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,027	1,027
建 設 仮 勘 定	73	1,015	債 務 保 証	93	69
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	512	758	負 債 の 部 合 計	819,617	828,102
無 形 固 定 資 産	161	186	(純 資 産 の 部)		
ソ フ ト ウ ェ ア	108	134	出 資 金	2,724	2,689
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	53	52	利 益 剰 余 金	48,050	49,576
退 職 給 付 に 係 る 資 産	374	394	処 分 未 済 持 分	△ 17	△ 18
繰 延 税 金 資 産	1,326	1,203	会 員 勘 定 合 計	50,757	52,247
債 務 保 証 見 返	93	69	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 15,413	△ 19,375
貸 倒 引 当 金	△ 6,105	△ 5,163	土 地 再 評 価 差 額 金	2,547	2,547
資 産 の 部 合 計	857,509	863,521	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 12,865	△ 16,828
			純 資 産 の 部 合 計	37,891	35,419
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	857,509	863,521

連結損益計算書

単位：百万円

科 目	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
経 常 収 益	12,023	14,857
資 金 運 用 収 益	9,680	11,213
貸 出 金 利 息	6,961	8,195
預 け 金 利 息	272	363
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,364	2,556
そ の 他 の 受 入 利 息	83	99
役 務 取 引 等 収 益	1,712	2,146
そ の 他 業 務 収 益	202	166
そ の 他 経 常 収 益	427	1,331
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	198
償 却 債 権 取 立 益	97	77
そ の 他 の 経 常 収 益	329	1,055
経 常 費 用	10,045	12,872
資 金 調 達 費 用	607	2,046
預 金 利 息	596	2,013
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	1	4
借 用 金 利 息	5	26
そ の 他 の 支 払 利 息	3	2
役 務 取 引 等 費 用	1,434	1,697
そ の 他 業 務 費 用	509	670
経 常 費 用	7,301	7,750
そ の 他 経 常 費 用	192	707
貸 出 金 償 却	33	451
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	16	—
そ の 他 の 経 常 費 用	142	255
経 常 利 益	1,977	1,985
特 別 利 益	0	123
そ の 他 の 特 別 利 益	0	123
特 別 損 失	134	40
固 定 資 産 処 分 損	32	40
減 損 損 失	96	0
建 替 損 失 引 当 金 繰 入 額	5	—
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,843	2,068
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	371	256
過 年 度 法 人 税 等	—	53
法 人 税 等 調 整 額	78	123
法 人 税 等 合 計	450	433
当 期 純 利 益	1,393	1,634
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,393	1,634

連結剰余金計算書

単位：百万円

科 目	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
(利益剰余金の部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	46,728	48,050
利 益 剰 余 金 増 加 高	1,431	1,634
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,393	1,634
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	37	—
利 益 剰 余 金 減 少 高	109	108
配 当 金	109	108
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	48,050	49,576

連結会計等

連結財務諸表に関する注記事項

連結貸借対照表注記事項

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております（特例処理の金利スワップを除く）。

4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年
その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にありませんが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の債務者などで、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,780百万円であります。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理（又は損益処理）
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理（又は損益処理）

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当

該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在）
年金資産の額 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 △31,890百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2025年3月31日現在） 0.8037%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当期償却に充てられる特別掛金112百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13. 一部の貸出金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っており、これについては、一部金利スワップの特例処理を適用しております。

14. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 5,164百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 1,203百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額21百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 11,918百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,189百万円

20. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は4,020百万円、危険債権額は12,878百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに

準する債権に該当しないものであります。

21. 債権のうち、三月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権並びに危険債権に該当しないものであります。

22. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は273百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破産更生債権及びこれらに準する債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は17,172百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は536百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、借入金、公金取扱等の取引の担保として、有価証券16,055百万円及び預け金10,451百万円を差し入れております。

26. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法（地価税の課税価格の計算を基礎とした土地の価額を算出する方法）に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△1,787百万円

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,150百万円であります。

28. 出資1口当たりの純資産額663円10銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

当金庫グループでは、一部の貸出金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っており、これについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、クレジットポリシー及びリスク管理規程等に従い、貸出金について、与信審査、与信限度額、金利の設定、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、債権管理部により行われ、また、定期的に審査会、リスク管理委員会及び理事会を開催し、経営陣による審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部及びリスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスク統括部においてギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次、四半期ベースでリスク管理委員会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替予約等を利用し、振当処理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金証券部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や投資先の財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会、ALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取扱要綱に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、「預け金」、「有価証券」のうち債券、上場株式、投資信託、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」、「デリバティブ取引（金利スワップ取引）」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、2026年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,807百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、「預金積金」のうち流動性預金については、形式的な満期は無く、随時引き出し可能であるものの、実質的には引き出されることなく長期間当金庫に滞留する側面があることから、その滞留分をコア預金として捉え、内部管理モデルを用いて残高や平均満期等を推計した上で、市場リスク量を計測しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うことによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金 (* 1)	76,176	74,366	△1,810
(2) 有価証券 (* 1)	234,569	234,110	△458
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	19,429	18,971	△458
その他有価証券 (* 2)	215,139	215,139	—
(3) 貸出金 (* 1)	538,269		
貸倒引当金 (* 3)	△4,961		
	533,307	531,771	△1,535
金融資産計	844,053	840,248	△3,805
(1) 預金積金 (* 1)	808,791	808,360	△431
(2) 借入金 (* 1)	13,351	13,100	△250
金融負債計	822,143	821,460	△682
デリバティブ取引 (* 4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(0)	(0)
デリバティブ取引計	—	(0)	(0)

- (* 1) 現金及び預け金、私募債、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (* 2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (* 3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (* 4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用している金利スワップを一括して表示しております。
- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、仕組預け金は、取引金融機関から提示された価額によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は売買参考統計値、JSプライス又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債(満期保有目的)は、以下の①または②の合計額から、自金庫保証付私募債(満期保有目的)に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 業況が著しく低調な先で、将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な場合には取得価額
- ② ①以外のうち、固定金利によるものは自金庫保証付私募債の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利で割り引いた価額
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30. から33. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利で割り引いた価額
- ④ ①以外のうち、デリバティブが組み込まれた仕組貸出については、取引金融機関等から提示された価格

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約等)であり、取引先金融機関から提示された価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	51
組合出資金 (* 2)	76
信金中央金庫出資金 (* 1)	4,399
合 計	4,526

- (* 1) 非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (* 2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預け金 (* 1)	49,676	21,500	1,000	4,000
有価証券	17,274	77,887	60,483	52,700
満期保有目的の債券	3,348	16,080	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	13,925	61,806	60,483	52,700
貸出金 (* 2)	78,103	140,162	97,099	199,220
合 計	145,054	239,550	158,582	255,920

- (* 1) 現金及び預け金のうち、現金は「1年以内」に含めております。
- (* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	692,850	115,857	3	80
借入金	11	13,057	—	282
合 計	692,862	128,915	3	362

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33. まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	299	299	0
	短期社債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	—	—	—
	小計	399	399	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	6,684	6,492	△191
	短期社債	—	—	—
	社債	8,949	8,727	△222
	その他	3,396	3,351	△44
	小計	19,030	18,571	△458
合 計		19,429	18,971	△458

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,893	666	1,226
	債券	1,334	1,334	0
	国債	—	—	—
	地方債	1,334	1,334	0
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	18,295	15,173	3,122
	小計	21,523	17,174	4,349
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	38	42	△ 3
	債券	163,191	182,407	△ 19,215
	国債	23,930	29,672	△ 5,742
	地方債	65,996	73,040	△ 7,043
	短期社債	—	—	—
	社債	73,264	79,694	△ 6,429
	その他	30,385	34,890	△ 4,505
	小計	193,616	217,341	△ 23,724
合 計		215,139	234,515	△ 19,375

32. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	372	208	11
債券	14,752	0	663
国債	3,034	—	23
地方債	10,967	0	590
短期社債	—	—	—
社債	751	—	48
その他	19,896	1,149	651
合 計	35,022	1,358	1,326

34. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得価額まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

なお、当連結会計年度に減損処理を行った有価証券はありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に対し50%以上下落している状態にあること、または30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。

35. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

36. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

37. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,337百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが28,024百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすること

ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,427百万円
年金資産（時価）	1,335
未積立退職給付債務	△92
未認識数理計算上の差異	△372
連結貸借対照表計上額の純額	△464
退職給付に係る資産	394
退職給付に係る負債	△858

40. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	一百万円
顧客との契約から生じた債権	26百万円
契約負債	20百万円

連結損益計算書注記事項

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 30円55銭
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却451,816千円を含んでおります。
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益は、2,278,293千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
6. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失（千円）
呉市外	遊休資産2カ所	土地	400
		建物	—
		その他の有形固定資産	—
合 計			400

営業用店舗については、営業店（本店営業部、各支店（出張所含む））毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産のうち、1カ所については、過年度の店舗廃止に伴い遊休資産とした際に回収可能価額まで減損処理を行っておりますが、その後の路線価額や公示価格の下落により、合計で261千円を減額しております。また、1カ所については、店舗内店舗への移行により、合計で138千円を減額しております。これらの合計額400千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2014年5月1日改正）等に基づき算定しております。

自己資本の充実の状況（連結）

■ 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社の名称及び主要な業務の内容は次の通りです。

名 称	主要な業務の内容
株式会社くれしんビル	不動産の賃貸業務、清掃業務
くれしんビジネスサービス株式会社	集配業務、ＡＴＭ管理業務

- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当するものではありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容
該当するものではありません。
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
該当するものではありません。

■ その他の金融機関等（自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいう）であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当するものではありません。

■ 自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

単位：百万円

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	50,649	52,140
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,724	2,689
うち、利益剰余金の額	48,050	49,576
うち、外部流出予定額（△）	108	106
うち、上記以外に該当するものの額	△ 17	△ 18
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,348	1,004
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,348	1,004
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	51,998	53,144
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	161	186
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	161	186
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	374	394
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	536	580

自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））	（ハ）	51,461	52,564
リスク・アセット等（３）			
信用リスク・アセットの額の合計額		437,110	447,892
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		－	－
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		15,868	17,097
フロア調整額		－	－
リスク・アセット等の額の合計額	（ニ）	452,979	464,990
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		11.36%	11.30%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	437,110	17,484	447,892	17,915
Ⅰ. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	414,090	16,563	428,389	17,135
①ソブリン向け	1,020	40	900	36
②金融機関等向け	18,394	735	17,632	705
③法人等向け	95,597	3,823	96,400	3,856
④中堅中小企業等向け及び個人向け	121,655	4,866	130,879	5,235
⑤不動産関連向け	112,312	4,492	120,390	4,815
⑥劣後債権及びその他資本性証券等	3,195	127	2,994	119
⑦延滞等向け	13,432	537	11,252	450
⑧信用保証協会等による保証付	1,443	57	1,703	68
⑨株式等	1,366	54	1,639	65
⑩その他	45,672	1,826	44,596	1,783
Ⅱ. 証券化エクスポージャー	－	－	－	－
Ⅲ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	23,020	920	19,503	780
ルック・スルー方式	23,020	920	19,503	780
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
Ⅳ. 未決済取引	－	－	－	－
Ⅴ. 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
Ⅵ. CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	0	0	0	0
Ⅶ. 中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ. オペレーショナル・リスク相当額をハパーセントで除して得た額	15,868	634	17,097	683
ＢⅠ	10,579		11,398	
ＢⅠＣ	1,269		1,367	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	452,979	18,119	464,990	18,599

- （注） 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等向け」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」とし、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
6. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

単位: 百万円

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度		
国 内		829,601	848,075	520,417	556,377	195,816	199,775	0	0	15,654	13,516
国 外		30,663	29,417	127	88	30,535	29,328	-	-	-	-
地 域 別 合 計		860,264	877,493	520,545	556,466	226,352	229,104	0	0	15,654	13,516
製 造 業		60,625	60,034	35,924	35,531	24,341	24,239	-	-	4,183	3,541
農 業、 林 業		654	538	654	538	-	-	-	-	81	82
漁 業		1,356	1,470	1,356	1,470	-	-	-	-	24	19
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業		84	113	84	103	-	-	-	-	-	5
建 設 業		34,785	36,944	33,474	35,633	1,300	1,300	-	-	1,355	1,189
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業		12,437	11,943	130	138	12,286	11,785	-	-	-	-
情 報 通 信 業		2,227	2,210	691	703	1,399	1,399	-	-	5	10
運 輸 業、 郵 便 業		25,451	25,601	21,057	20,596	4,298	4,909	-	-	1,536	1,404
卸 売 業、 小 売 業		35,317	38,421	30,613	33,240	4,575	5,072	-	-	2,192	1,833
金 融 業、 保 険 業		166,370	150,920	26,070	25,641	49,041	51,038	0	0	0	0
不 動 産 業		108,872	111,096	105,329	107,756	3,539	3,337	-	-	1,933	1,496
物 品 賃 貸 業		3,842	3,675	3,634	3,417	200	250	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業		3,706	3,975	3,706	3,975	-	-	-	-	60	58
宿 泊 業		726	662	726	662	-	-	-	-	25	24
飲 食 業		3,818	3,659	3,818	3,659	-	-	-	-	284	249
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業		9,271	10,643	9,271	10,643	-	-	-	-	1,008	992
教育、学習支援業		1,454	1,379	1,454	1,379	-	-	-	-	6	19
医 療、 福 祉		9,615	13,157	9,615	13,157	-	-	-	-	720	269
その他のサービス		10,536	9,929	9,310	8,703	1,200	1,200	-	-	547	574
国・地方公共団体等		151,710	147,443	27,541	22,871	124,168	124,571	-	-	-	-
個 人		195,341	225,978	195,341	225,978	-	-	-	-	1,688	1,742
そ の 他		22,057	17,694	736	664	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		860,264	877,493	520,545	556,466	226,352	229,104	0	0	15,654	13,516
1 年 以 下		130,540	116,432	61,510	58,197	18,288	16,961	-	-		
1 年 超 3 年 以 下		77,750	97,187	42,897	50,056	28,803	35,615	-	0		
3 年 超 5 年 以 下		108,155	95,602	36,270	41,525	47,385	44,049	0	-		
5 年 超 7 年 以 下		65,255	58,088	39,635	30,178	24,586	26,909	-	-		
7 年 超 1 0 年 以 下		90,581	89,637	54,829	52,825	35,751	36,812	-	-		
1 0 年 超		359,431	395,013	284,394	322,757	71,036	68,256	-	-		
期 間 の 定 め な い も の		28,550	25,531	1,007	925	500	500	-	-		
残 存 期 間 別 合 計		860,264	877,493	520,545	556,466	226,352	229,104	0	0		

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除きます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、固定資産などが含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

単位: 百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	1,372	1,348	-	1,372	1,348
	2025年度	1,348	1,004	-	1,348	1,004
個別貸倒引当金	2024年度	5,184	4,756	468	4,715	4,756
	2025年度	4,756	4,159	743	4,012	4,159
合計	2024年度	6,557	6,105	468	6,088	6,105
	2025年度	6,105	5,163	743	5,361	5,163

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単体（呉信用金庫）と同様です。17ページをご覧ください。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2024 年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	5,908	—	5,908	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	73,053	12,400	73,053	12,400	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	—	200	—	40	20.00
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	105,280	6	105,280	6	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	501	—	501	—	—	0.00
地方公共団体金融機構向け	4,599	—	4,599	—	269	5.86
我が国の政府関係機関向け	12,404	—	12,404	—	710	5.72
地方三公社向け	1,793	—	1,793	—	—	0.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,889	—	80,889	—	18,394	22.73
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,342	—	6,342	—	1,652	26.05
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	137,075	12,992	133,034	1,391	95,597	71.11
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	220,565	40,200	216,793	4,072	121,655	55.08
トランザクター向け	—	29,984	—	2,998	955	31.86
不動産関連向け	116,988	—	116,265	—	112,312	96.60
自己居住用不動産等向け	16,511	—	16,276	—	8,492	52.17
賃貸用不動産向け	40,599	—	40,416	—	35,422	87.64
事業用不動産関連向け	59,799	—	59,499	—	68,353	114.88
その他不動産関連向け	77	—	72	—	43	59.99
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,195	—	3,195	—	3,195	100.00
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10,546	279	10,346	58	13,017	125.09
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	415	—	415	—	415	100.00
取立未済手形	185	—	185	—	37	19.99
信用保証協会等による保証付	29,603	13	29,527	1	1,443	4.88
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,366	—	1,366	—	1,366	100.00
合計					368,455	

（注）1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2025 年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	6,498	—	6,498	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,054	12,400	62,054	12,400	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	—	200	—	40	20.00
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	104,362	6	104,362	6	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	501	—	501	—	—	0.00
地方公共団体金融機構向け	2,332	—	2,332	—	190	8.14
我が国の政府関係機関向け	10,283	—	10,283	—	670	6.51
地方三公社向け	2,773	—	2,773	—	—	0.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	77,533	—	77,533	—	17,632	22.74
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,738	—	6,738	—	1,731	25.68
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	143,298	13,510	138,809	1,426	96,400	68.74
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	252,540	39,786	248,664	4,012	130,879	51.79
トランザクター向け	—	29,096	—	2,909	902	31.02
不動産関連向け	123,764	—	122,977	—	120,390	97.89
自己居住用不動産等向け	14,277	—	14,025	—	7,294	52.00
賃貸用不動産向け	42,996	—	42,790	—	38,042	88.90
事業用不動産関連向け	66,412	—	66,089	—	75,010	113.49
その他不動産関連向け	76	—	71	—	42	59.99
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,395	—	2,395	—	2,994	125.00
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,105	324	8,878	60	10,907	122.01
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	345	—	345	—	345	100.00
取立未済手形	172	—	172	—	34	19.99
信用保証協会等による保証付	29,399	1	29,305	0	1,703	5.81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,260	—	1,260	—	1,639	129.99
合計					383,827	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	2024 年度																																	
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																	
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計		
現金	5,908	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,908	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	85,453	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85,453	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	105,286	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,286	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	501	
地方公共団体金融機構向け	1,901	2,698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,599	
我が国の政府関係機関向け	5,302	7,101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,404	
地方三公社向け	1,793	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,793	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	58,726	-	22,163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80,889	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,504	-	3,837	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,342	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	16,464	-	-	-	-	-	-	-	-	35,671	-	-	-	-	-	-	52,137	-	-	30,152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	134,425
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	79,788	-	-	-	-	-	-	-	1,422	-	-	-	-	-	138,389	-	-	-	-	1,265	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220,866
トランザクター向け	-	-	-	1,575	-	-	-	-	-	-	-	1,422	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,998
不動産関連向け	-	-	-	2,299	951	5,427	5	1,387	37	1,133	-	3,794	945	30	2,140	14	14,330	2,445	-	-	5,108	224	-	25,922	33,342	302	-	16,421	-	-	-	-	116,265	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	2,299	951	1,956	5	-	37	1,133	-	-	945	-	-	14	8,854	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,276	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	3,471	-	1,387	-	-	-	3,794	-	30	2,068	-	-	2,366	-	-	-	224	-	25,922	-	-	-	1,150	-	-	-	-	40,416	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,475	-	-	-	5,108	-	-	33,342	302	-	15,271	-	-	-	-	-	59,499	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,195	-	-	-	-	3,195	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	572	-	-	-	-	-	-	-	-	596	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,501	-	-	-	-	6,735	-	-	-	-	10,405	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	415	-	-	-	-	-	-	-	-	-	415	
取立未済手形	-	-	-	185	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	185	
信用保証協会等による保証付	15,090	14,438	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,528	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,366	-	-	-	1,366	
合計	221,237	24,238	-	158,238	951	27,591	5	1,387	37	1,133	-	5,217	37,213	30	2,140	14	14,330	140,834	-	52,137	5,108	224	34,334	25,922	33,342	302	-	26,353	1,366	-	-	-	813,691	

連結会計等

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	2025 年度																																	
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																	
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計		
現金	6,498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,498	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	74,454	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74,454	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	104,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104,368	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	501	
地方公共団体金融機構向け	432	1,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,332	
我が国の政府関係機関向け	3,581	6,702	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,283	
地方三公社向け	2,773	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,773	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	56,277	-	21,256	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77,533	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,905	-	3,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,738	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,000	-	-	19,876	-	-	-	-	-	-	-	-	33,064	-	-	-	-	499	-	55,185	-	-	28,610	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140,236
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	106,811	-	-	-	-	-	-	-	1,282	-	-	-	-	-	142,574	-	-	-	-	2,009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	252,677
トランザクター向け	-	-	-	1,627	-	-	-	-	-	-	-	1,282	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,909	
不動産関連向け	-	-	-	2,096	661	5,325	8	1,372	28	896	-	3,632	873	27	2,351	9	13,105	2,099	-	-	4,945	215	-	28,499	41,725	65	-	15,035	-	-	-	-	122,977	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	2,096	661	1,812	8	-	28	896	-	-	873	-	-	9	7,552	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,025	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	3,512	-	1,372	-	-	-	3,632	-	27	2,280	-	-	2,013	-	-	-	215	-	28,499	-	-	-	1,235	-	-	-	-	42,790	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,553	-	-	-	4,945	-	-	-	41,725	65	-	13,799	-	-	-	-	66,089	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,395	-	-	-	-	2,395	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	523	-	-	-	-	-	-	-	-	808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,025	-	-	-	-	5,581	-	-	-	-	8,939	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	
取立未済手形	-	-	-	172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172	
信用保証協会等による保証付	12,274	17,031	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,306	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,260	-	-	1,260	
合計	207,884	25,634	-	185,957	661	26,581	8	1,372	28	896	-	4,915	34,746	27	2,351	9	13,105	145,173	-	55,185	4,945	215	32,991	28,499	41,725	65	-	23,013	1,260	-	-	-	837,257	

連結会計等

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円、%

2024 年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合 計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40% 未満	419,743	34,340	42.514	433,686
40% ～ 70%	58,795	14,226	10.000	60,080
75%	143,745	3,872	11.263	140,834
80%	—	—	—	—
85%	54,888	5,270	10.992	52,137
90% ～ 100%	39,702	7,977	10.559	39,666
105% ～ 130%	59,688	—	—	59,566
150%	26,642	203	25.225	26,353
250%	1,366	—	—	1,366
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	804,573	65,891	27.214	813,691

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

単位：百万円、%

2025 年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合 計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40% 未満	434,169	35,336	41.598	448,129
40% ～ 70%	54,952	12,826	10.000	56,052
75%	148,163	3,838	10.899	145,173
80%	—	—	—	—
85%	58,252	5,852	10.643	55,185
90% ～ 100%	38,253	7,939	10.473	38,151
105% ～ 130%	70,398	—	—	70,290
150%	23,372	237	21.948	23,013
250%	1,260	—	—	1,260
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	828,823	66,030	27.119	837,257

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要事項

連結子会社では信用リスク削減手法の利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続きに関する定めはありません。

2. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単体（呉信用金庫）と同様です。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要事項

連結子会社では派生商品取引及び長期決済期間取引の利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続きに関する定めはありません。

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する取扱い

単体（呉信用金庫）と同様です。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要事項

連結子会社では証券化エクスポージャーの利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続きに関する定めはありません。

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する取扱い

単体（呉信用金庫）と同様です。

■ CVAリスクに関する事項

単体（呉信用金庫）と同様です。

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要事項

連結子会社では出資等又は株式等エクスポージャーの利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続きに関する定めはありません。

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する取扱い

単体（呉信用金庫）と同様です。

ただし、子会社株式（41百万円）が相殺されています。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体（呉信用金庫）と同様です。24ページをご覧ください。

■ 金利リスクに関する事項

【定性的な開示事項】

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

リスク管理の方針及び手続きについては、単体と同様に行っています。

2. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

金利リスクの計測方法等については、単体と同様に行っています。

【定量的な開示事項】

単位：百万円

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末
1	上方パラレルシフト	9,156	7,227	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	277	984
3	ス テ ィ ー プ 化	7,666	5,809		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	9,156	7,227	277	984
		2025年3月末		2026年3月末	
8	自 己 資 本 の 額	51,461		52,564	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、【定性的な開示事項】の項目に記載しております。

参考：内部管理上使用している市場リスク量		
計測の対象	2025年3月末	2026年3月末
貸出金、預け金、預金、 有価証券（評価損益控除前）等	4,642	4,807

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要事項

当金庫グループでは「子会社管理規程」を制定し、連結子会社を含めた管理体制を整備しています。連結子会社の業務運営状況、リスク管理方針及びその運営状況等については、定期的に当金庫の代表理事に報告されています。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出方法

単体（呉信用金庫）と同様です。

■ 不良債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位：百万円、%

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年度	3,616	3,616	2,033	1,582	100.0	100.0
	2025年度	4,020	4,020	2,571	1,449	100.0	100.0
危険債権	2024年度	14,387	12,518	9,430	3,088	87.0	62.3
	2025年度	12,878	11,202	8,608	2,593	86.9	60.7
要管理債権	2024年度	693	398	250	148	57.5	33.5
	2025年度	273	142	110	31	51.9	19.3
三 月 以 上 延 滞 債 権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2024年度	693	398	250	148	57.5	33.5
	2025年度	273	142	110	31	51.9	19.3
小計 (A)	2024年度	18,697	16,534	11,714	4,820	88.4	69.0
	2025年度	17,172	15,365	11,290	4,074	89.4	69.2
正常債権 (B)	2024年度	485,250					
	2025年度	522,647					
総与信残高 (A) + (B)	2024年度	503,948					
	2025年度	539,820					

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（以下、「破産更生債権等」という。）とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権等に該当しない債権です。
3. 要管理債権とは、信用金庫法上の三月以上延滞債権に該当する貸出金と貸出条件緩和債権に該当する貸出金の合計額です。
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権等及び危険債権に該当しない貸出金です。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権等、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
6. 正常債権 (B) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権及び要管理債権以外の債権です。
7. 担保・保証等による回収見込額 (c) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 貸倒引当金 (d) は、開示債権額に対して引当計上した金額で、貸借対照表に記載されている金額とは異なります。
9. 破産更生債権等、危険債権及び正常債権が対象となる債権は、貸借対照表の有価証券中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。